

平成24年5月11日

各位

会社名 マツダ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 孝
コード番号 7261
問合せ先 広報本部長 若林 敬一
TEL. 東京(03)3508-5056
広島(082)282-5253

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月27日開催予定の第146回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上及び費用の低減を図るため、公告方法を電子公告とし、あわせて電子公告によることができない場合の公告方法を定めるため、定款第5条（公告方法）を変更するものであります。
- (2) 当企業集団は、今年2月、厳しい外部環境への対応と将来への成長を確実にするために、「中長期施策の枠組み（平成22年4月発表）」を強化する「構造改革プラン」を発表し、①SKYACTIVによるビジネス革新、②「モノ造り革新」による更なるコスト改善の加速、③新興国事業強化とグローバル生産体制の再構築、④グローバルアライアンスの推進を主要施策として掲げました。「構造改革プラン」の実行にあたり、当社は今年3月に、公募増資及び劣後特約付ローンを実施し、成長資金の確保と財務基盤の強化を図っております。本公募増資の結果、当社の発行済株式総数は2,999,377,399株まで増加し、現在の発行可能な株式数は、622,601株（当社の発行可能株式総数に対する割合は、約0.02%）と極めて限定的なものとなっております。将来における成長をより確かなものとし、資本政策の機動性及び柔軟性を確保するためには、一定の株式の発行が可能な授權枠を保持する必要があることから、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成24年6月27日
平成24年6月27日

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>広島市において発行する中国新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,000,000 株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000,000,000 株</u>とする。</p>